

指定通所介護事業所運営規程

（事業の目的）

第1条 社会福祉法人あかねが設置運営する指定通所介護事業所（以下「事業所」という。）が行う指定通所介護の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の生活相談員または看護職員、介護職員等の従事者（以下「通所介護従業者」という。）が、社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的・精神的負担の軽減を図るため、要介護状態にある高齢者に対し、適正な指定通所介護を提供することを目的とする。

（運営の方針）

第2条 事業所の通所介護従業者は、要介護者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事の介護等日常生活に必要な世話及び機能訓練を行う。

- 2 事業の実施にあたっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。
- 3 前2項のほか、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年3月31日厚生省令第37号）及び「法令の規定により条例に委任された社会福祉施設の基準等に関する条例」（平成24年兵庫県条例第4号）に定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。

（事業所の名称等）

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。

- 1 名称 天河草子デイサービス
- 2 所在地 川辺郡猪名川町伏見台1-1-70

（営業日及び営業時間）

第4条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- 1 営業日 第1単位 一般型 月曜日から日曜日までとする。
ただし、1月1日から1月2日までは除く。
- 2 営業時間 第1単位 一般型 9時45分から17時00分

（指定通所介護の利用人員）

第5条 事業所の利用定員は、1日を次のとおりとする。

- 第1単位 一般型 1日75人とする。

（職員の職種、員数、及び職務内容）

介護予防・日常生活支援総合事業第1号事業と兼務

第6条 事業所に勤務する職種、員数、及び職務内容は次のとおりとする。

- 1 管理者 1名（兼務）
事業所と従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、自らも指定通所介護の提供にあたるものとする。また、管理者は、それぞれの利用者に応じて通所介護計画を作成し、利用者又はその家族に対し、その内容等について説明を行うものとする。
- 2 生活相談員 1名（専従） 2名（兼務）
- 3 看護職員 1名（専従） 1名（兼務）

- 4 介護職員 21名（専従）10名（兼務）
- 5 機能訓練指導員 4名（兼務）

（指定通所介護の内容及び料金その他の費用の額）

第7条 指定通所介護の内容は次のとおりとし、法定代理受領サービスに該当する指定通所介護サービスを提供した際には、利用者から利用料の一部として、該当指定通所介護サービスについて厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額から該当施設に支払われる居宅介護サービス費の額を控除して得られた額の支払いを受ける。

2 事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定通所介護サービスを提供した際に、利用者から支払いを受ける額と、居宅サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないように利用料の額を設定する。

厚生労働大臣が定める基準（＝介護報酬告示）は、事業所の見やすい場所に提示する。）

- 1 入浴サービス
- 2 生活指導（相談・援助等） レクリエーション
- 3 機能訓練
- 4 健康チェック
- 5 送迎
- 6 栄養改善
- 7 口腔機能向上

3 指定通所事業者は、前項の支払いを受ける額その他、次の各号に掲げる費用の額の支払を利用者から受けるものとする。

- 1 利用者の選定により通常の事業の実施地域以外に居住する利用者に対して行う送迎に要する費用
 - 2 指定通所介護に通常要する時間を超える指定通所介護であつて、利用者の選定に係るものの提供に伴い必要となる費用の範囲内において、通常の指定通所介護に係る居宅介護サービス基準額又はサービス費用基準額を超える費用
 - 3 食費
 - 4 おむつ代
 - 5 レクリエーションの材料費等
 - 6 自己負担額としては保険より支払われる額を差し引いたもの
 - 7 前号に掲げるもののほか、通所介護の提供において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であつて、その利用者に負担させることが適当と認められる費用
- 4 前号の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対し事前に説明をした上で、支払いに同意を得ることとする。

（利用の中止・変更・追加）

第8条 利用予定日の前に、利用者の都合によりサービスの利用を中止または変更する事ができる。この場合、利用予定日の前々日までには事業者に出すものとする。

2 利用予定日の前々日までに出すことなく、前日または当日になって利用中止の申し出をされた場合は、取消料として利用者は所定の料金を支払うものとする。

(通常の実施地域)

第9条 通常の事業の実施区域は、猪名川町、川西市、能勢町、豊能町、宝塚市(一部地域)の区域とする。

(サービス利用にあたっての留意事項)

第10条 利用者は指定通所介護の提供を受ける際に、次の事項について留意するものとする。

- 1 サービスの利用にあたっては、医師の診断や日常生活上の留意事項、利用当日の健康状態等を職員に連絡し、心身の状況に応じたサービスの提供を受けるよう留意する。
- 2 管理者及び従業者による安全管理上の指示には必ず従うこと。
- 3 介護支援専門員とよく相談し、介護サービスの利用目的を明確にした上で利用すること。
- 4 施設内の設備及び備品等の利用に際しては、管理者及び従業者の指示に従い十分に注意すること。
- 5 常備薬、保険給付の対象となっているサービス以外の介護用品等、管理者及び従業者が必要と認めたものは、持参するようにすること。
- 6 緊急時等の連絡先を必ず申し出ること。
- 7 介護サービス利用開始時には、必ず介護保険被保険者証及び健康保険被保険者証の提示を行うこと。
- 8 第12条で定める非常災害対策に可能な限り協力すること。

(緊急時における対処方法)

第11条 通所介護員は、通所介護及び介護予防通所介護の提供を行っているときに利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に通告しなければならない。また、主治医の連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な措置を講ずるものとする。

- 2 事業者は、利用者に対する通所介護及び介護予防通所介護の提供により事故が発生した場合は、利用者の所在する市町村、利用者の家族、利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡するとともに、必要な措置を講ずるものとする。
- 3 事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して取った処置について記録するものとする。
- 4 利用者に対する指定通所介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

(非常災害対策)

第12条 非常災害対策に備えて、消防計画、風害、地震等に対処する計画を作成し、防火管理者または火気・消防等についての責任者を定め、年2回定期的に避難、救出その他必要な訓練を行う。

(苦情処理)

第13条 提供した通所介護に係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、相談窓口等を設置し、苦情の内容を配慮して必要な措置を講ずるものとする。

(高齢者虐待の防止に対する主体の責務)

第14条 事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする)を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る

- (2) 虐待防止のための指針の整備
- (3) 虐待を防止するための定期的な研修の実施
- (4) 前3に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(ハラスメントへの対応)

第15条 事業所は、適切な介護福祉施設サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて、業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

(業務継続計画の策定等)

第16条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する介護福祉施設サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。

3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(その他運営についての留意事項)

第17条 通所介護事業所は、従業者の質的向上を図るための研修の機会を設け、また、業務体制を整備する。

(1) 採用時研修採用後1月以内

(2) 継続研修年6回

(3) 認知症介護に係る基礎的な研修(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く)

2 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

3 従業者であつた者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する義務があるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を守るべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

4 事業所は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取り扱いに努める。

また、事業所が得た利用者の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部での情報提供については必要に応じて利用者又はその代理人の了解を得るものとする。

5 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は社会福祉法人あかねと事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

(記録の整備)

第18条 事業者は、指定通所介護に関する諸記録を整備し、そのサービス提供の完結の日から5年間保存するものとする。

(人格の尊重)

第19条 事業者は、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立った通所介護サービスを提供するものとする。

(運営内容の自己評価)

第20条 事業者は、その提供する通所介護サービスの質の評価を行い、常にその改善を図るものとする。

2 事業者は、前項における評価の結果を公表するように努める。

(暴力団等の影響の排除)

第21条 事業所は、その運営について、暴力団等の支配を受けない。

(衛生管理等)

第22条 事業者は、従業員の清潔の保持及び健康状態の管理を行うとともに、事業所の設備及び備品等の衛生的な管理に努めるものとする。

2 事業者は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

(1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を概ね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底を図る。

(2) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。

(3) 事業所において、従業員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第23条 事業者は、事故の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講ずるものとする。

(1) 事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告の方法等が記載された事故の発生の防止のための指針を整備する。

(2) 事故が発生した場合又はその危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が事業所の管理者に報告されるとともに、原因の分析の結果に基づき策定した改善策を従業員に周知徹底する体制を整備する。

(3) 事故の発生の防止のための会議及び従業員に対する研修を定期的に行う。

2 事業者は、利用者に対する通所介護サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに県、市町、当該利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講ずる。

3 事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について、記録する。

4 事業者は、利用者に対する通所介護サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行う。

(附則)

- この規程は、平成17年2月1日から施行する。
- この規程は、平成17年10月1日から施行する。
- この規定は、平成23年4月1日から施行する。
- この規程は、平成24年4月1日から施行する。
- この規程は、平成24年12月1日から施行する。
- この規程は、平成27年8月1日から施行する。
- この規程は、平成28年11月1日から施行する。
- この規定は、平成30年4月1日から施行する。
- この規定は、令和2年9月1日から施行する。
- この規定は、令和3年1月20日から施行する。
- この規定は、令和4年5月1日から施行する。
- この規定は、令和4年11月1日から施行する。
- この規定は、令和5年7月1日から施行する。
- この規定は、令和6年4月1日から施行する。
- この規定は、令和6年10月1日から施行する。
- この規定は、令和7年3月1日から施行する。